畜　第　５８６　号
令和８年 10 月 23 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会長
様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

韓国における野鳥糞便からのＨ５亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス
の検出に伴う防疫対策の再徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、養鶏場に立入する際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

【振興・衛生担当　昆野　TEL 019-629-5729】

８消安第4451号
令和８年10月21日

岩手県農林水産部長　殿

農林水産省消費・安全局
動　物　衛　生　課　長

韓国における野鳥糞便からのＨ５亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う防疫対策の再徹底について

今般、韓国当局から、韓国の全羅南道順天市（順天湾）で本年10月12日に採取された野鳥の糞便からＨ５亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、公表されました（別添参照）。

本事例は、韓国において冬季の渡り鳥の飛来が始まる時期である９月以降で初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例であり、本病ウイルスに感染した渡り鳥が実際に韓国に飛来した事例と考えられます。渡り鳥の飛来ルートに鑑みると、我が国においても、家きん飼養農場において６シーズン連続の発生となった昨シーズンと同様、本病ウイルスに感染した渡り鳥の飛来による本病の発生リスクが高まっている状況にあり、我が国への本病ウイルスの持込み・発生について更なる警戒が必要です。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和８年９月16日付け８消安第3622号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん飼養農場における発生予防対策、異状の早期発見・早期通報等の徹底を御指導いただいているところですが、今般の事例を踏まえ、改めて関係者に対し、高病原性鳥インフルエンザの発生予防を徹底するよう御指導をお願いします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイトにて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いします。

【参考】農林水産省ウェブサイト
○ 鳥インフルエンザに関する情報
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

海外当局プレス
※本仮訳は機械翻訳によるものです。誤訳の可能性もありますので、ご担当者参考として活用いただき、二次使用はお控えいただきますようお願いいたします。

令和８年10月20日
動物衛生課

（仮訳）

件名：順天湾の野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザ（AI）を初検出…全国の危機警報を「深刻」に引上げ
순천만 야생조류 분변에서 고병원성 조류인플루엔자(AI) 첫 검출… 전국 위기경보 '심각' 상향
掲載：韓国当局プレス
日時：2026 年 10 月 20 日付
URL：

農林畜産食品部（ソン・ミリョン長官。以下「農食品部」という。）及び気候エネルギー環境部（キム・ソンファン長官。以下「気候部」という。）は、去る10月12日に全羅南道・光州広域市（訳注：本年７月１日光州広域市と全羅南道が行政統合し、全南光州統合特別市となったとのこと）の順天市に位置する順天湾で採取した野鳥の糞便について、国立野生動物疾病管理院が精密検査を実施した結果、最終的に10月20日にH5型高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスが検出されたと発表した。
※ 毎年、冬季（９月から翌年４月まで）に、主要な渡り鳥飛来地（112か所）を対象として野鳥の検体（糞便、捕獲個体、死亡個体）を採取し、HPAI感染有無の確認を実施
※ N型の確認については、精密検査（塩基配列解析等）により、３～５日を要する見込み

今回の検出は、本年９月以降、冬鳥が国内に飛来し始め、海外の野鳥においてもHPAIの検出が増加している状況※において確認されたものであり、HPAIの国内への侵入及び拡散のリスクが高まっているものとみられる。
※ 海外の野鳥におけるHPAI検出件数：（2025年1～8月）1,432件 →（2026年1～8月）2,957件

今冬のシーズンに入り、国内の野鳥からHPAIが初めて確認されたことを受け、政府は10月20日付けで、全国の危機警報段階を「注意」から「深刻」に引き上げた。併せて、政府横断的な「鳥インフルエンザ中央事故収拾本部」を稼働させ、全国全ての地方自治体に対策本部の状況室を設置し、24時間の非常対応体制に移行した。

気候部は、HPAIが確認された直後、農食品部及び疾病管理庁等の関係機関に状況を伝達するとともに、検出地域を中心に半径10km以内の地域における野鳥の死亡個体の捜索、渡り鳥の精密調査等の特別な監視活動を実施し、管轄地方自治体に対して、現場の消毒及び立入規制等の緊急防疫措置を要請した。

農食品部は、ウイルス検出地点から半径10km以内で飼養されている家きんについて、移動制限、精密検査及び電話による監視を実施する。特に、検出地点が位置する順天湾沿岸から３km以内を特別管理地域に指定し、人及び車両の出入りを規制するとともに、全国の家きん農場及び畜産関係施設について、今後１週間を一斉消毒週間と定め、集中的な消毒を実施する計画である。

併せて、国民に対し、HPAIの伝播及び拡散を防止するため、以下の事項を周知した。

※本仮訳は機械翻訳によるものです。誤訳の可能性もありますので、ご担当者参考として活用いただき、二次使用はお控えいただきますようお願いいたします。

まず、渡り鳥が多く集まる河川、貯水池、干潟等の渡り鳥飛来地への訪問をできる限り控え、やむを得ず訪問する場合には、野鳥との接触を避け、靴及び車両の消毒、帰宅後の手洗い等の個人衛生管理を徹底するとともに、家きん農場への立入りを控えること。

また、野鳥の死亡個体又は異状な行動を示す鳥類を発見した場合であっても、直接触れたり、移動させたりせず、管轄地方自治体又は国立野生動物疾病管理院に直ちに通報すること。
※ 管轄地方自治体（地域番号＋XXX番）又は国立野生動物疾病管理院（XXX-XXX-XXX／XXX）

家きん農場の関係者は、外部の人及び車両の立入りを遮断し、農場内外を毎日消毒する等、基本的な防疫規則を徹底して遵守し、通常よりも飼養家きんの死亡数が増加したり、産卵数が減少したりするなど、HPAIを疑う症状が確認された場合には、直ちに防疫当局（XXX-XXX／XXX）に通報しなければならない。

気候部のイ・チェウン自然保護局長は、「HPAIの拡散を防止するためには、リスクを早期に発見し、迅速に対応することが最も効果的である」と述べ、「野鳥の移動経路及びウイルスの発生状況を綿密に監視し、関係機関と緊密に協力しながら、現場の対応能力を高めていく」と述べた。

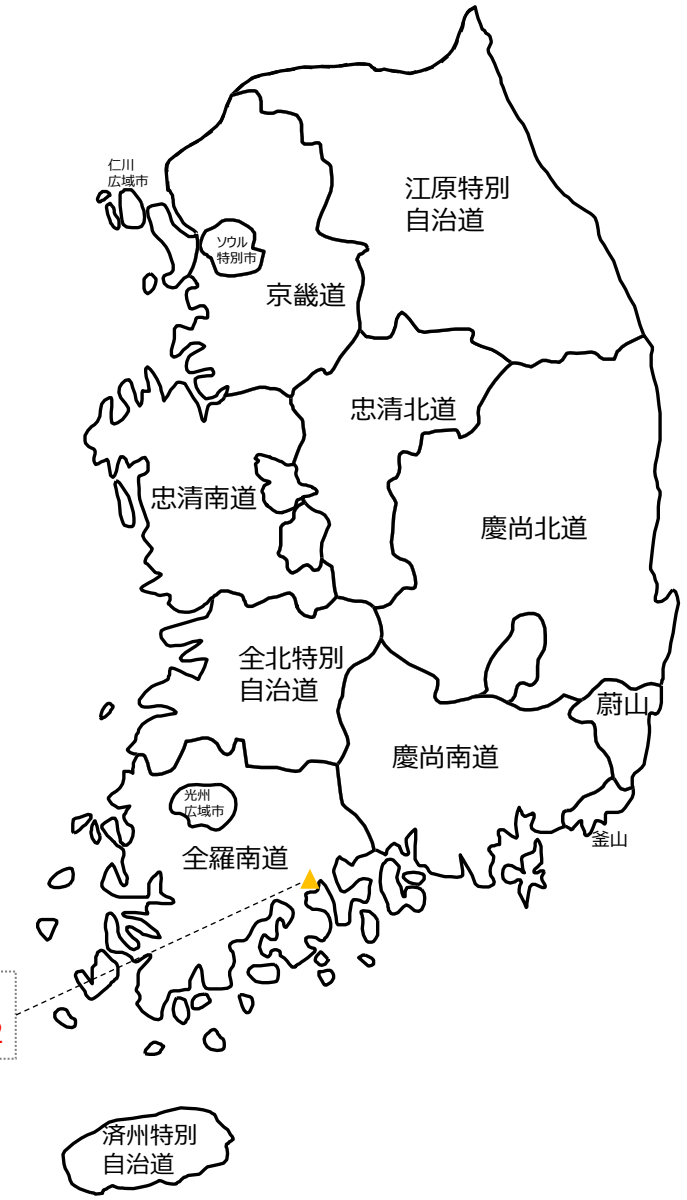
農食品部のイ・ドンシク防疫政策局長は、「野鳥からHPAIが確認されたことにより、農場でHPAIが発生するリスクが高まっている状況である」とし、「家きん農家及び畜産関係者におかれては、侵入防止対策に万全を期していただきたい」と要請した。

添付（訳注：上記URLのリンクからご確認ください）
１．野鳥におけるHPAIの検出地点の状況
２．野鳥の鳥インフルエンザ（AI）に関する国民の対応指針
３．野生動物の農場内への侵入防止対策の強化方策

韓国における野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑い・分離事例　（2026年9月以降）

出典：韓国農林畜産食品部
※日付は検体採取日

▲：感染確認地点　2026年10月20日時点　農林水産省 動物衛生課



全羅南道
(1)順天市　　H5（N型確認中）　野鳥糞便　2026.10.12

今シーズンのHPAI事例
（2026年9月～2027年８月）

野鳥での初確認日
2026年10月12日（全羅南道）
野鳥での発生数　１事例

家きんでの初発生日　未発生
家きんでの発生数　　０事例

昨シーズンのHPAI事例
（2025年9月~2026年８月）

野鳥での初確認日
2025年10月29日（全北特別自治道）
野鳥での発生数　63事例

家きんでの初発生日
2025年９月12日（京畿道）
家きんでの発生数　62事例